

薬第745-5号
平成29年10月17日

一般社団法人埼玉県医師会会長
一般社団法人埼玉県薬剤師会会长
一般社団法人埼玉県病院薬剤師会会长 } 様

埼玉県保健医療部長 本多 麻夫
(公印省略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の施行について（依頼）

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、平成29年10月12日付け薬生発1012第4号で厚生労働省医薬・生活
衛生局長から別添（写し）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、貴会会員に周知くださいますようお願ひいたします。

担当：薬務課 献血・温泉・薬事情報担当
電話：048-830-3635
FAX：048-830-4806
E-mail：a3620-08@pref.saitama.lg.jp

薬生発 1012 第 4 号
平成 29 年 10 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 110 号）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。同省令の概要等は下記のとおりですので、貴管内市区町村及び各血液センターとも連携を図り、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨及び経緯

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 24 条第 2 項において採血が禁止されている「貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者」（以下「採血不適格者」という。）は厚生労働省令で定めるものとされている。

その採血不適格者の範囲は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下「施行規則」という。）第 14 条第 2 項及び別表第 2 で定めている。

今般、採血の実情を鑑み、施行規則の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）採血不適格者の基準に係る期間の起算日が、採血が行われた日であることを明確化する。



(2) 採血不適格者の要件である総採血量及び総回数の算定期間を「過去1年間」から「過去52週間」に改める。

3. 施行時期

平成30年4月1日

- 砂防法第一条の土地を指定する件
(同九〇八・九一)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(東北地方整備局二二五)
- 浄化槽の型式の認定を更新した件
(関東地方整備局二四八)
- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一〇)
- 人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則
(人事院九一三〇一九二)
- 人事院規則一七一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則
(同一七一〇一一二三)
- 特定国外派遣組織を指定する件
(総務三三八)
- 元先業者を指定した件の一部を変更した件(同三三九)
- 日本国に帰化を許可する件
(法務四六七)
- 肥料の登録が失効した件
(農林水産一五四四)
- 生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があつた件(同一四五五)
- 競輪振興法人的住所及び事務所の所在地変更の件(経済産業二三二)
- 競技実施法人的住所及び事務所の所在地変更の件(同二三三)
- 小型自動車競走振興法人的住所及び事務所の所在地変更の件(同二三四四)
- 厚生年金基金清算結了・清算人退任
特種法人等
関係
会社その他

省 令



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目 次

五	四	三	二	一
内閣	内閣府	金融庁	法務省	
〔皇室事項〕				
〔官厅報告〕				
〔公 告〕				
官厅	法務	公証人任免	（法務省）	
裁判所	労 動	最低賃金の改正決定に関する公示	（沖縄労働局最低賃金公示一）	
関係				

〔人事異動〕

- 北大東空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
(国土交通九〇七)
- 沙防法第一条の土地を指定する件
(同九〇八・九一)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(東北地方整備局二二五)
- 浄化槽の型式の認定を更新した件
(関東地方整備局二四八)
- 道路に関する件
(北海道開発局一九一、一九二)
- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一〇)

〔人事異動〕

- 厚生労働省令百十号
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十号)第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
- 平成二十九年十月十二日
厚生労働大臣 加藤 勝信
- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則(昭和三十一年厚生省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

〔健康診断の方法等〕

- 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 |
|--|--|---|---|---|
| 改 正 後 | 改 正 前 | 改 正 前 | 改 正 前 | 改 正 前 |
| 〔健康診断の方法等〕 | 〔健康診断の方法等〕 | 〔健康診断の方法等〕 | 〔健康診断の方法等〕 | 〔健康診断の方法等〕 |
| 第十四条 (略) | 第十四条 (略) | 第十四条 (略) | 第十四条 (略) | 第十四条 (略) |
| 3 2 (略) | 3 2 (略) | 3 2 (略) | 3 2 (略) | 3 2 (略) |
| 別表第二(第十四条関係) | 別表第二(第十四条関係) | 別表第一(第十四条関係) | 別表第一(第十四条関係) | 別表第一(第十四条関係) |
| 採血の種類
二〇〇㍉全血
採血
一一七 (略) | 採血の種類
二〇〇㍉全血
採血
一一七 (略) | 採血の種類
二〇〇㍉全血
採血
一一七 (略) | 採血の種類
二〇〇㍉全血
採血
一一七 (略) | 採血の種類
二〇〇㍉全血
採血
一一七 (略) |
| 八 過去五二週以内に行わ
れた全血採血の総量が
一、〇〇〇㍉を超えてい
る男子又は六〇〇㍉を超
えている女子 | 八 過去五二週以内に行わ
れた全血採血の総量が
一、〇〇〇㍉を超えてい
る男子又は六〇〇㍉を超
えている女子 | 八 過去一年以内に行わ
れた全血採血の総量が一、
〇〇〇㍉を超えている男
子又は六〇〇㍉を超えて
いる女子 | 八 過去一年以内に行わ
れた全血採血の総量が一、
〇〇〇㍉を超えている男
子又は六〇〇㍉を超えて
いる女子 | 八 過去一年以内に行わ
れた全血採血の総量が一、
〇〇〇㍉を超えている男
子又は六〇〇㍉を超えて
いる女子 |
| 九一 (略) | 九一 (略) | 九一 (略) | 九一 (略) | 九一 (略) |
| 九一 (略) | 九一 (略) | 九一 (略) | 九一 (略) | 九一 (略) |

省 令

三	二	一
押収物返付、会社法第四七十二条第一項の届出一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の届出一般社団法人第一四九条第一項の届出	裁判所	官厅
裁判所	官厅	官厅
九一 (略)	九一 (略)	九一 (略)

九	八	七	六	五
九一 (略)				
九一 (略)				
九一 (略)				
九一 (略)				

血漿、成分採 一→七 (略)	血 八 過去五週以内に行わ れた血漿、成分採血の回 数と血小板成分採血の回 数に二を乗じて得たもの との和が二四回以上であ る者
血小板成分採 一→一〇 (略)	一→一〇 (略) 一 過去五週以内に行 われた血漿、成分採血の 回数と血小板成分採血の 回数に二を乗じて得たも のとの和が二三回以上で ある者
九→一 (略)	一→一〇 (略) 一 過去一年以内に行わ れた血漿、成分採血の回 数と血小板成分採血の回 数に二を乗じて得たもの との和が二三回以上であ る者
九→一 (略)	一→一〇 (略) 一 過去一年以内に行わ れた血漿、成分採血の回 数と血小板成分採血の回 数に二を乗じて得たもの との和が二三回以上であ る者

規 則	
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。	
人事院規則 一宮なほみ	人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基 づき、人事院規則九→一三〇(特殊勤務手当)の 一部改正に関する人事院規則を制定する。 平成二十九年十月十二日
人事院規則 一宮なほみ	人事院は、國家公務員法に基づき、人事院規則 一七→一〇(管理職員等の範囲)の一部改正に関し 次の人事院規則を制定する。 平成二十九年十月十二日
人事院規則 一宮なほみ	人事院は、人事院規則一七→一〇(管理職員等の範囲) の一部を改正する人事院規則 平成二十九年十月十二日

人事院規則九→一三〇(特殊勤務手当)の一部を 次のように改正する。 第二十三条第一項第一号中「宮崎空港事務所」 を削り、同項第三号中「若しくは北九州空港事務 所」を「北九州空港事務所若しくは宮崎空港事 務所」に改める。	人事院規則九→一三〇(特殊勤務手当)の一部を 次のように改正する。 人事院規則九→一三〇(特殊勤務手当)の一部 を改正する人事院規則 平成二十九年十月十二日	人事院規則九→一三〇(特殊勤務手当)の一部を 次のように改正する。 人事院規則九→一三〇(特殊勤務手当)の一部を 改正する人事院規則 平成二十九年十月十二日
附 則		